

最終更新日:2011年3月31日

キヤノン株式会社

代表取締役会長 御手洗 富士夫

問合せ先:IR推進室/03-3758-2111

証券コード:7751

http://www.canon.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

企業が健全なコーポレート・ガバナンス体制を確立し、継続的に企業価値を向上させていくためには、経営における透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると考えております。また同時に、企業の持続的な発展のためには、役員、執行役員及び従業員一人ひとりの倫理観と使命感も極めて重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	74,832,380	5.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	66,685,800	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	60,909,000	4.57
モクスレイ.アンド.カンパニー	43,665,675	3.27
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	39,398,014	2.95
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	30,081,242	2.26
株式会社損害保険ジャパン	22,939,987	1.72
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	22,764,631	1.71
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	21,219,600	1.59
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	18,699,377	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	—
--	---

親会社の有無 更新	なし
---	----

補足説明 更新

2.資本構成(2)大株主の状況についての補足説明

大株主の状況は2010年12月31日現在の状況です。なお、同日付現在で大株主の状況に記載の他に当社が保有する自己株式105,295,975株(割合7.89%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

2011年3月31日現在、当社は上場子会社2社を有しておりますが、日常の経営判断や業務執行等については各社の独立性を尊重しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	30名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	19名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

【監査役と会計監査人の連携状況】

監査役及び監査役会は、年初に会計監査人からの監査計画の概要や重点監査項目についての報告を受け、その妥当性についての意見を述べております。監査結果や会計監査人が把握した内部統制システムの状況及びリスクの評価等に関する意見交換を、会計監査人との間で適宜行っております。また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人から必ず会計監査及び内部統制監査の報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受けその妥当性を確認しております。この他にも会計監査人に対して、各種の監査の実施経過について適宜報告を求めると、恒常的な連携を維持しております。

なお、外部監査につきましては、監査法人の独立性を監視することを目的として、監査契約等の内容や報酬額を対象とした監査役会による事前承認制度を導入しております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

監査役及び監査役会は、年初に内部監査部門である経営監理室と、内部監査計画の概要、内部監査項目についての事前確認を行っております。内部監査実施後には、内部統制システム等の構築及び運用状況についての監査及び評価の報告を経営監理室から受けております。なお、品質や環境、情報セキュリティ、物理セキュリティ等の各種監査についても、経営監理室から監査結果の報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大江 忠	弁護士				○					
渡辺 和紀	公認会計士				○					
北村 国芳	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大江 忠	○	——	当社との間に顧問契約などの特段の人的・経済的な関係がなく、独立性に関する判断基準への該当事項はございません。大江忠氏につきましては平成22年3月31日付で独立役員としての届出をしております。同氏は、弁護士の職に従事し、これまで取締役会等において専ら法律専門家としての良心に従い、不偏不党かつ客観的な立場で発言を行っております。
渡辺 和紀	○	——	当社の会計監査人の出身者であります。同会計監査人に対する非監査業務の対価は多額でなく、独立性に関する判断基準への該当事項はございません。渡辺和紀氏につきましては平成22年3月31日付で独立役員としての届出をしております。同氏は、公認会計士の職に従事し、企業会計の実務や日本公認会計士協会における委員会活動に長年にわたり携わっており、客観的・中立的な視点から十分な経営監視機能を果たしております。
北村 国芳	○	——	当社株式を保有する生命保険会社の出身者であり、また、同社は当社の取引先のひとつですが、同社の当社株式の持株比率、両社間の取引高ともに一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性に関する判断基準への該当事項はございません。北村国芳氏につきましては平成22年3月31日付で独立役員としての届出をしております。同氏は、生命保険会社の調査部門責任者としてのノウハウを有する一方、営業や企画など幅広い分野の仕事に携わっており、実務家としての視点から良識とバランス感覚ある判断を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

(業績連動型報酬の導入)

賞与について、当社の定める基準に基づき、当該年度の会社業績に連動し算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

(ストックオプション制度の導入)

対象者の業績向上に対する意欲や士気を中長期の視点から高め、企業力の一層の強化に繋げて、持続的な企業価値向上に資することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 更新

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

従業員とは、重要な職責を担う幹部従業員をいいます。その他は執行役員をいいます。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、以下のとおりです。

<報酬構成>

取締役の報酬は、役割／職務執行の対価としての「基本報酬」、当該年度の会社業績に連動した「賞与」、在任中の会社への貢献に対する報償としての「退職慰労金」から構成されております。また上記に加え、中長期インセンティブとしての「ストックオプション」を付与することがあります。

<決定方法>

1.基本報酬

株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を定めております。各取締役の報酬額は、当社の定める基準に基づき、取締役会の決議により決定いたします。

2.賞与

賞与は、当社の定める基準に基づき、当該年度の会社業績に連動し算出された支給総額を定時株主総会に提案し、承認を得ております。各取締役の賞与支給額は、株主総会で承認された支給総額に基づいて、取締役会の決議により、役位・個人業績等を考慮して決定いたします。

3.退職慰労金

在任中の会社への貢献に対する報償として、退任時に支給することとし、基本報酬月額および在任年数等に基づき算出し、定時株主総会に提案し、承認を得ております。

4.ストックオプション

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよびその内容を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は監査役室に専任スタッフを配置し、社外監査役を含む監査役5名をサポートしております。取締役会の各議題に関する事前説明は、社内監査役または関係部門の責任者から行っております。また、会計監査人や内部監査部門である経営監理室からの監査に関する説明や報告の際には、社外監査役も全てに出席することになっておりますが、出席が出来ない場合でも、出席した監査役や専任スタッフからの報告などにより状況を把握できるようにしております。更に監査役会を月に1回以上、情報共有および監査役会の補完を目的とする監査役連絡会を随時開催し、重要事項およびそれぞれの監査内容に関する情報を監査役間で共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査役制度を採用しております。取締役は19名(うち社外取締役0名)で実効性、効率性のある経営の意思決定を目指しております。また、今後の更なる業務の拡大とグローバル化の進展等に適切に対応するために、平成20年4月1日より、執行役員制度を導入し、経営・執行および監視機能をより一層強化しました。さらに、内部監査部門である経営監理室が独立した専任組織として、「内部監査規程」に則り、遵法や内部統制システム等の監査および評価と提言を行うなど独自の内部監査制度により、コーポレート・ガバナンス体制を構築しております。重要な経営判断につきましては、取締役会や当社の会長を議長とし、当グループの経営上の重要事項に関する事前審議及び決定・承認を行う機関である「経営会議」で決定する仕組みとなっております。更に、重要な経営テーマごとに以下の5つの「経営委員会」を設置し、スピーディーで実効性のある意思決定を目指すと同時に、事業本部制の補完と相互牽制機能も果たしております。

(経営委員会)

1.経営戦略委員会

当社の会長を委員長とし、設備投資や事業拡大等について、各担当役員による現状報告、問題提起、解決策の提案、今後の方針等の説明・審議を行っております。

2.事業審議委員会

当社の会長を委員長とし、新規事業の可否や事業化決定後も3年間モニタリングし、事業の継続の可否等を判断しております。

3.企業倫理委員会

当社の社長を委員長、関係する役員・各本部の責任者を委員とし、遵法・企業倫理に関する方針や施策を、年4回、四半期ごとに開催される委員会にて検討・承認しております。委員会の性質上、監査役もオブザーバーとして会議に参加しております。

4.内部統制委員会

当社の社長を委員長に、関係する役員及び全グループ会社の社長が参加し、グループ内部統制の体制構築や活動を統括しております。

5.開示情報委員会

当社の社長を委員長として、関連法規や各金融商品取引所のルールに基づき、重要な会社情報を適宜、正確かつ網羅的に開示することを目的に、開示の要否、内容、時期等を決定しております。有価証券報告書や決算短信、その他適時に開示すべき情報は、各本部の開示情報ワーキンググループの担当を通じて委員会に報告されております。

(監査役、監査役会)

監査役は5名(うち社外監査役3名)おりますが、監査の方針や業務の分担等に従い、取締役会、経営会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。更に、会計監査人や内部監査部門とも緊密な連携を図り、それぞれの監視機能の向上に役立てております。

(内部監査)

内部監査部門である経営監理室は独立した専任組織として、「内部監査規程」に則り、遵法や内部統制システム等の監査および評価と提言を行っております。特に品質や環境、情報セキュリティ、物理セキュリティ等のテーマ別の監査は、それぞれの統括部門が経営監理室と連携して実施しております。

(外部監査)

監査法人の独立性を監視することを目的として監査契約等の内容や報酬額を対象とした監査役会による事前承認制度を導入しており、「監査および非監査業務のための事前承認の方針と手続き」に基づき、個別契約毎の事前承認を厳格に行っております。

なお、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けておりますが、当社の監査役は、会計監査人から監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認しております。

当社の第110期(平成22年12月期)の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名等は以下のとおりとなっております。

(業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 藤田則春、新日本有限責任監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 矢内訓光、新日本有限責任監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 宗像雄一郎、新日本有限責任監査法人)

(指定有限責任社員 業務執行社員 関口茂、新日本有限責任監査法人)

(注1)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

(注2)同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士21名、その他57名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、重要な経営判断については、取締役会や経営会議での活発な議論を通じて、審議し決定しております。取締役は19名おりますが、現場の実態を熟知してこそ、より実効性、効率性のある意思決定及び適切な監督を行えるとの考えから、社外取締役は採用しておりません。この経営形態は、当社が創業以来、順調に発展してきたことから、当社にとって効果的に機能してきたと考えております。

他方、今後の更なる業容の拡大とグローバル化の進展などに適切に対応するために、経営、執行および監視機能をより一層強化する必要性が出てきたことから、当社は、平成20年4月1日より、執行役員制度を導入いたしております。執行役員は平成23年4月1日より16名となりますが、これら執行役員は、取締役をサポートする形で執行業務を分担しております。これに伴って、取締役は、従来以上に経営と監督に注力できる体制となっております。また、監査役(5名)の過半数を独立役員である社外監査役(3名)が占めるとともに、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、内部監査部門の組織・権限の強化、監査役や内部監査部門による会計監査人との連携といった多面的な内部統制システムを採用しております。

こうした取組みにより、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能し、またその体制の維持と強化は可能であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会においては開催日の27日前に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主向けには、招集通知の参考英訳を作成し、常任代理人に配付いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	関連法規及び証券取引所の開示ルールに則って、株主及び資本市場に対して情報が正確かつ網羅的に開示される体制を強化するために、平成17年4月に「開示情報委員会」を設置しました。重要な会社情報について、適時開示の要否、開示内容、開示の時期等の検討及び決定の役割を担うとともに、各部門で発生した重要な会社情報について、迅速かつ網羅的に情報を収集する体制を構築しております。なお、株主や投資家等に対して、経営方針説明会、四半期毎の決算説明会、個人投資家向け説明会やホームページの充実等を通して経営状況について迅速かつ正確な情報開示を継続して実施しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成18年は、専務取締役経理本部長(当時)が2回説明会を実施いたしました。平成20年は、常務取締役経理本部長が1回説明会を実施いたしました。平成21年は、常務取締役経理本部長が1回説明会を実施いたしました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成20年は、代表取締役会長と代表取締役社長による経営方針説明会を実施いたしました。また、各四半期の決算発表当日に、常務取締役経理本部長が、国内のアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施いたしました。更に、製品事業の責任者による説明会を1回実施いたしました。平成21年は、代表取締役会長と代表取締役社長による経営方針説明会を実施いたしました。また、各四半期の決算発表当日に、常務取締役経理本部長が、国内のアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施いたしました。平成22年は、代表取締役会長と代表取締役社長による経営方針説明会を実施いたしました。また、第1四半期の決算発表当日に執行役員経理本部長が、第2四半期以降につきましては、決算発表当日に代表取締役副社長が、国内のアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成20年は、常務取締役経理本部長が海外投資家を訪問し、経営戦略や事業戦略の説明をいたしました。また、各四半期の決算発表当日に、常務取締役経理本部長が、電話会議を実施いたしました。平成21年は、各四半期の決算発表当日に、常務取締役経理本部長が、電話会議を実施いたしました。平成22年は、第1四半期の決算発表当日に執行役員経理本部長が、第2四半期以降につきましては、代表取締役副社長が電話会議を実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料は原則的に全て掲載しており、日本語サイトと英語サイトの双方に同内容の資料を掲載するように努めております。また、各種説明会の音声或いは動画、ヒストリカルデータ(過去10年分の財務データ)、株価情報も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部門は経理本部グローバル経営管理統括センターIR推進室となっております。担当役員は代表取締役副社長、事務連絡責任者はIR推進室室長となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業理念に「共生」を掲げており、顧客・地域社会・株主に対してはもちろん、国や地域、地球や自然に対してもよりよい関係をつくり、社会的責任を果たすことをめざしております。この理念は「キヤノングループ行動規範」に盛り込まれており、当社役員、執行役員および従業員は、この規範に沿って業務を遂行しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、環境保全活動やCSR活動に関しては、「共生」の企業理念のもとで、それぞれに関係する部門が責任を持って個々に対応しております。これらの活動の詳細につきましては、ステークホルダーへの説明責任を果たすことを目的として発行しております「キャノン サステナビリティ報告書」に記載しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

情報開示の方針については、独自のガイドラインを定め、これに則った形での情報開示をしております。また、平成17年に「開示情報委員会」を設置し、重要な経営情報を正確かつ網羅的で公正に開示できるようにしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムについての基本的な考え方および整備状況＞

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 創立来の普通の行動指針である「三自の精神(自発・自治・自覚)」に基づき、取締役、執行役員および使用人が業務の遂行にあたり守るべき規程として「キヤノングループ行動規範」を制定し、これを運用、統括する「企業倫理委員会」が、各部門に配置したコンプライアンス担当者を通じて、コンプライアンス活動を推進しております。
 - (2) 反社会的勢力とは関係を一切持たないとの基本方針を徹底するとともに、対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化しております。
 - (3) 内部監査部門、法務部門等が、遵法の指導、モニタリングを行い、コンプライアンスの強化を図っております。
 - (4) 内部通報制度を活用し、不祥事の未然防止を図っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理基本規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存、管理し、取締役、監査役および内部監査部門が、随時閲覧できる体制をとっております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「経営会議」およびその他各種経営委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図っています。
 - (2) 財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「内部統制委員会」の方針に基づき、業務プロセスの特定とリスクの評価を行い、これらをすべて文書化し、統制活動の実施状況を定期的に確認しております。
 - (3) 多様化するリスク(品質、環境、災害、情報、輸出管理等)から企業を守り、社会からの信頼を維持するため、各種社内規程を策定し、その遵守を図ることにより、リスク管理体制を構築しております。特に、製品安全リスクについては、安心・満足して使用できる安全な製品を社会に提供するため、「製品安全に関する基本方針」を制定しております。
 - (4) 内部監査部門の監査により、リスクの早期発見、早期解決を図っております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「経営会議」およびその他各種経営委員会において、重要案件の事前審議を行い、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
 - (2) 長期経営計画の設定により経営方針を明確化し、中期計画において社内目標を具体化するとともに、年間および四半期の短期計画、月別予算管理により、業務遂行の進捗管理を行い、経営資源の最適活用を図っております。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「キヤノングループ行動規範」に基づき、グループ全体にわたりコンプライアンス推進活動を実施し、遵法・企業倫理意識を浸透させております。
 - (2) 内部監査部門、法務部門等により、グループ全体の事業活動について遵法の指導、モニタリングを行っております。
 - (3) グループ中期計画や各種経営委員会における審議を通じて、グループ企業の事業活動の健全性および効率性を確保しております。
6. 監査役を補助すべき使用人およびその独立性に関する事項
 - (1) 「監査役室」を設置し、必要な員数の専任使用人を配置しております。
 - (2) 「監査役室」は、取締役会から独立した組織とし、その使用人の人事異動には、監査役会の事前の同意を要することとしております。
7. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査の実効性を確保するための体制
 - (1) 取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告をしております。
 - (2) 取締役と監査役との間で予め協議決定した事項について、取締役、執行役員および使用人は監査役に定期的に報告をしております。
 - (3) 監査役は、会計監査人から定期報告を受けております。
 - (4) 監査役は、「経営会議」やその他の重要な会議に出席しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本方針
当社は、当社および当社グループ各社が市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としております。
2. 整備状況
 - (1) 取締役会決議をもって、上記のとおり、内部統制システムに反社会的勢力との関係遮断について盛り込んでいるほか、当社就業規則においても、同趣旨の規定を定め、従業員に対してその徹底を図っております。
 - (2) 本社総務部門を反社会的勢力対応のグループ統括部署とし、各総務担当部署との間で、反社会的勢力およびその対応に関する情報を共有し、反社会的勢力との取引等の未然防止に努めています。
 - (3) 警察および弁護士等の外部機関との連携体制を構築しています。
 - (4) 賛助金の支払いについては、法律上、企業倫理上の観点から問題のないことをチェックするため、事前にこれを審査しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近における実施状況は以下のとおりとなっております。

平成16年に社長を委員長とする企業倫理委員会と内部統制委員会を定常組織として設置いたしました。企業倫理委員会は、遵法および倫理意識の高揚と全社への浸透を目的としております。また、その実効性を高めるため、それまで総務本部に属していた専門統括部門を社長直轄の企業倫理推進室として独立させ、担当取締役を責任者に任命しております。内部統制委員会は、キヤノングループ独自の質の高い内部統制の仕組みを構築し、財務報告の信頼性を確保することにとどまらず、業務の有効性と効率性の確立および関連法規の遵守を目的として活動しております。

なお、「財務報告の信頼性確保」については、平成22年は、適用5年目となるサーベンス・オクスリー法、および適用2年目となる金融商品取引法ともに、「財務報告に関する内部統制は有効である」という、新日本有限責任監査法人からの評価を受けました。

また、監査役会の経営監視機能を強化するために、平成18年3月30日より、監査役を4名（社内監査役2名、社外監査役2名）から5名（社内監査役2名、社外監査役3名）にいたしました。加えて、内部監査部門である経営監視室は、監査機能を強化するために徐々に増員し、平成23年3月31日現在で73名の体制となっております。

このように、コーポレート・ガバナンスが機能するための仕組み作りには重点を置いてまいりましたが、今後はこれらが永続して機能し、また企業として発展し続けるためにも、全役員、全執行役員および全従業員が遵法・企業倫理を意識して行動する企業風土を醸成してまいります。

適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

公正、公平でかつ適時に必要な情報を開示するため、適時開示に該当すると想定される重要な会社情報に関しては、当該情報の管轄部門から適宜、社長を委員長とする「開示情報委員会」に報告され、開示の要否を決定する体制を構築しております。

「開示情報委員会」の委員は、経理部門、法務部門、広報部門を統括する責任者と当該情報の管轄部門の責任者で構成され、報告された案件に関して、適時開示の要否、開示時期、開示内容、開示方法等の適時開示に必要な決定を迅速に行う役割を担っております。

また、「開示情報委員会」は、重要な会社情報に関する開示統制の評価を含め、開示体制の構築と維持整備を行う役割も同時に担っております。

尚、決定事実に関する重要な会社情報に関しては、必要な社内での機関決定を経た後、速やかに情報開示を行う体制となっております。

以上